

平成31年度

主要施策と当初予算案の概要

子育て・健康・教育を重点に

地域資源を活かしたまちづくりのための予算

愛 川 町

1 歳入歳出予算総額

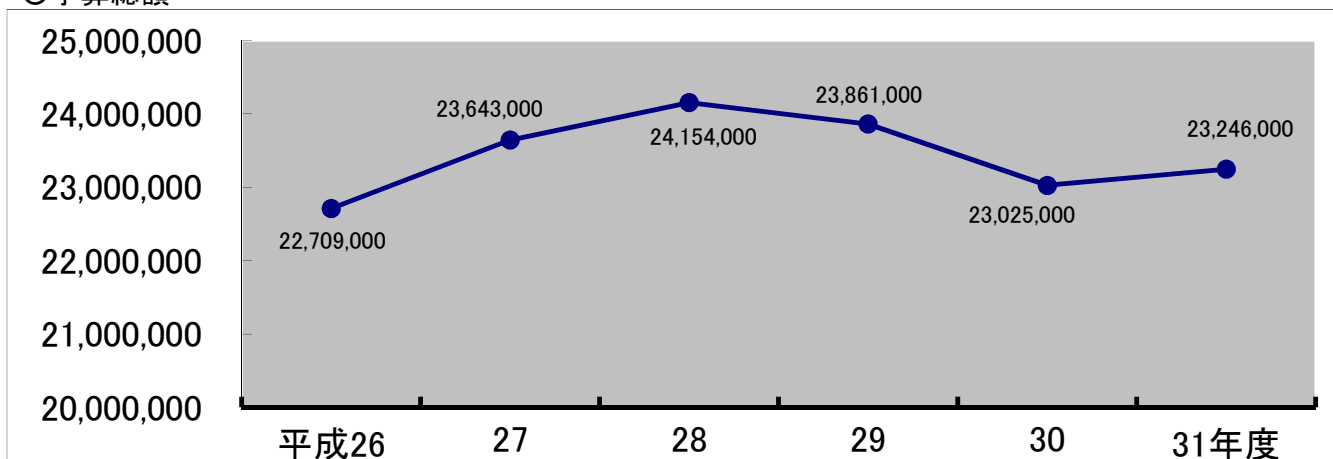
(単位:千円・%)

会計名	平成31年度		平成30年度		比較		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率	
一般会計	12,410,000	53.4	12,250,000	53.2	160,000	1.3	
特別会計	国民健康保険	5,141,000	22.1	5,177,000	22.5	△ 36,000	△ 0.7
	後期高齢者医療	446,000	1.9	432,000	1.8	14,000	3.2
	介護保険	2,977,000	12.8	2,946,000	12.8	31,000	1.1
	下水道事業	1,327,000	5.7	1,330,000	5.8	△ 3,000	△ 0.2
	小計	9,891,000	42.5	9,885,000	42.9	6,000	0.1
企業会計	水道事業	945,000	4.1	890,000	3.9	55,000	6.2
合計	23,246,000	100.0	23,025,000	100.0	221,000	1.0	

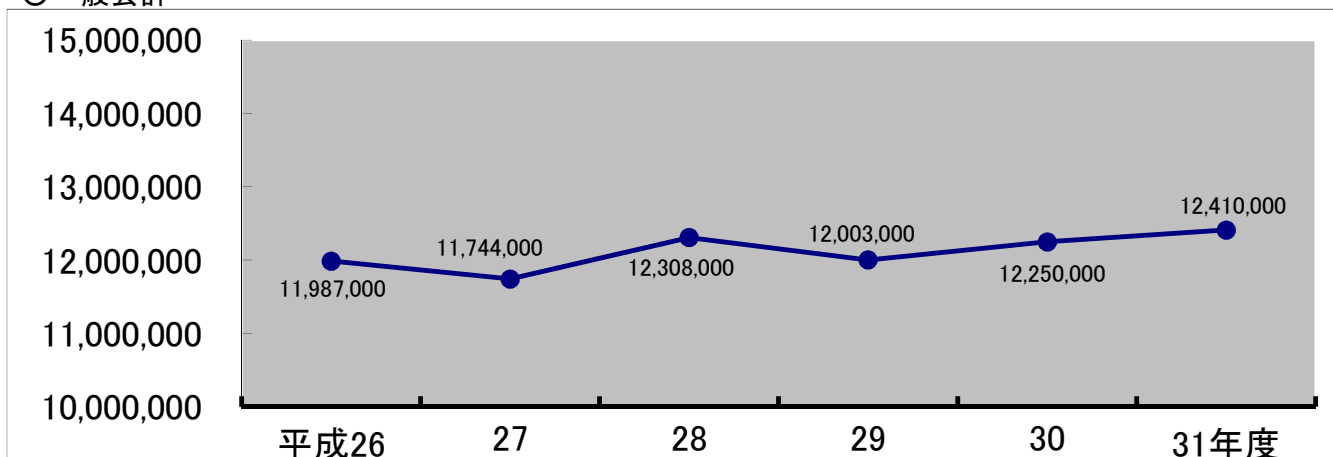
予算の推移

(単位:千円)

○予算総額



○一般会計



2 一般会計歳入歳出予算の内訳

(1) 歳 入

(単位:千円・%)

款	平成31年度		平成30年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
① 町 税	7,686,174	61.9	7,545,109	61.6	141,065	1.9
2 地 方 譲 与 税	109,500	0.9	115,000	0.9	△ 5,500	△ 4.8
3 利 子 割 交 付 金	5,500	0.0	6,000	0.0	△ 500	△ 8.3
4 配 当 割 交 付 金	28,000	0.2	21,000	0.2	7,000	33.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	31,000	0.3	23,000	0.2	8,000	34.8
6 地 方 消 費 税 交 付 金	801,000	6.5	768,000	6.3	33,000	4.3
7 ゴルフ場利用税交付金	41,000	0.3	42,000	0.4	△ 1,000	△ 2.4
8 自動車取得税交付金	30,000	0.2	50,000	0.4	△ 20,000	△ 40.0
9 環境性能割交付金	10,000	0.1	—	—	10,000	皆増
10 地方特例交付金	32,000	0.3	29,000	0.2	3,000	10.3
11 地方交付税	10	0.0	10	0.0	0	0.0
12 交通安全対策特別交付金	5,500	0.0	6,000	0.0	△ 500	△ 8.3
⑬ 分担金及び負担金	61,011	0.5	94,712	0.8	△ 33,701	△ 35.6
⑭ 使用料及び手数料	298,527	2.4	297,325	2.4	1,202	0.4
15 国庫支出金	1,162,081	9.4	1,050,701	8.6	111,380	10.6
16 県支出金	882,293	7.1	830,137	6.8	52,156	6.3
⑰ 財産収入	679	0.0	968	0.0	△ 289	△ 29.9
⑱ 寄附金	13,755	0.1	12,348	0.1	1,407	11.4
⑲ 繰入金	12,643	0.1	136,724	1.1	△ 124,081	△ 90.8
⑳ 繰越金	250,000	2.0	250,000	2.0	0	0.0
㉑ 諸収入	476,427	3.9	451,066	3.7	25,361	5.6
22 町 債	472,900	3.8	520,900	4.3	△ 48,000	△ 9.2
歳 入 合 計	12,410,000	100.0	12,250,000	100.0	160,000	1.3
○ 自 主 財 源	8,799,216	70.9	8,788,252	71.7	10,964	0.1
依 存 財 源	3,610,784	29.1	3,461,748	28.3	149,036	4.3

町税の内訳

(単位:千円・%)

区分	税目		平成31年度		平成30年度		比較		
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率	
現 年 課 税 分	町 民 税	個人	1,960,930	25.5	1,940,174	25.7	20,756	1.1	
		法人	807,840	10.5	709,708	9.4	98,132	13.8	
		小計	2,768,770	36.0	2,649,882	35.1	118,888	4.5	
	固 定 資 産 税	純 固 定 資 産	土地	1,370,058	17.8	1,371,213	18.2	△ 1,155	△ 0.1
			家屋	1,589,451	20.7	1,543,175	20.5	46,276	3.0
		償却資産	償却資産	794,010	10.4	803,729	10.6	△ 9,719	△ 1.2
			計	3,753,519	48.9	3,718,117	49.3	35,402	1.0
	課 税 分	交 付 金	交付金	216,058	2.8	223,033	2.9	△ 6,975	△ 3.1
			小計	3,969,577	51.7	3,941,150	52.2	28,427	0.7
	軽 自 動 車 税	軽 自 動 車 税	軽自動車税	122,706	1.6	119,994	1.6	2,712	2.3
			環境性能割	3,085	0.1	—	—	3,085	皆増
			小計	125,791	1.7	119,994	1.6	5,797	4.8
	町 民 税	町たばこ税	309,136	4.0	315,436	4.2	△ 6,300	△ 2.0	
		都市計画税	424,800	5.5	418,547	5.6	6,253	1.5	
		合計	7,598,074	98.9	7,445,009	98.7	153,065	2.1	
	滞 納 繰 越 分	町民税	47,700	0.6	59,700	0.8	△ 12,000	△ 20.1	
固定資産税		34,800	0.5	34,800	0.5	0	0.0		
軽自動車税		1,700	0.0	1,700	0.0	0	0.0		
都市計画税		3,900	0.0	3,900	0.0	0	0.0		
合計		88,100	1.1	100,100	1.3	△ 12,000	△ 12.0		
総計		7,686,174	100.0	7,545,109	100.0	141,065	1.9		

(2)歳 出(目的別)

(単位:千円・%)

款	平成31年度		平成30年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
1 議 会 費	170,802	1.4	166,809	1.4	3,993	2.4
2 総 務 費	1,640,477	13.2	1,639,418	13.4	1,059	0.1
3 民 生 費	4,593,505	37.0	4,336,720	35.4	256,785	5.9
4 衛 生 費	1,233,560	9.9	1,239,146	10.1	△ 5,586	△ 0.5
5 農 林 水 産 業 費	200,945	1.6	229,292	1.9	△ 28,347	△ 12.4
6 商 工 費	333,867	2.7	337,868	2.8	△ 4,001	△ 1.2
7 土 木 費	1,453,764	11.7	1,475,605	12.0	△ 21,841	△ 1.5
8 消 防 費	687,793	5.5	755,408	6.2	△ 67,615	△ 9.0
9 教 育 費	1,277,342	10.3	1,289,479	10.5	△ 12,137	△ 0.9
10 災 害 復 旧 費	1,237	0.0	1,230	0.0	7	0.6
11 公 債 費	626,708	5.1	619,025	5.0	7,683	1.2
12 諸 支 出 金	130,000	1.1	100,000	0.8	30,000	30.0
13 予 備 費	60,000	0.5	60,000	0.5	0	0.0
歳 出 合 計	12,410,000	100.0	12,250,000	100.0	160,000	1.3

(3)歳 出(性質別)

(単位:千円・%)

区 分		平成31年度		平成30年度		比 較		
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率	
消 費 的 経 費	人 件 費	3,077,656	24.8	3,097,667	25.3	△ 20,011	△ 0.6	
	物 件 費	2,310,455	18.6	2,204,757	18.0	105,698	4.8	
	維 持 補 修 費	70,802	0.6	73,253	0.6	△ 2,451	△ 3.3	
	扶 助 費	2,483,326	20.0	2,270,462	18.6	212,864	9.4	
	補 助 費 等	1,114,790	9.0	1,095,451	8.9	19,339	1.8	
	小 計	9,057,029	73.0	8,741,590	71.4	315,439	3.6	
投 資 的 経 費	普通建設事業費	778,629	6.3	935,862	7.6	△ 157,233	△ 16.8	
	内 訳	補助事業費	148,296	1.2	126,220	1.0	22,076	17.5
		単独事業費	630,333	5.1	809,642	6.6	△ 179,309	△ 22.1
	災害復旧事業費	1,237	0.0	1,230	0.0	7	0.6	
	小 計	779,866	6.3	937,092	7.6	△ 157,226	△ 16.8	
公 債 費	626,708	5.1	619,025	5.0	7,683	1.2		
積 立 金	112,222	0.9	186,411	1.5	△ 74,189	△ 39.8		
貸 付 金	344,000	2.7	314,000	2.6	30,000	9.6		
繰 出 金	1,430,175	11.5	1,391,882	11.4	38,293	2.8		
予 備 費	60,000	0.5	60,000	0.5	0	0.0		
歳 出 合 計	12,410,000	100.0	12,250,000	100.0	160,000	1.3		
義 務 的 経 費	6,187,690	49.9	5,987,154	48.9	200,536	3.3		

(注) 1 「補助事業費」とは、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費をいい、県単独の補助を受けて行う事業費は含まない。

2 「義務的経費」とは、人件費、扶助費及び公債費の計をいう。

3 主要施策

◎子育て支援を柱とした福祉・健康施策の推進

《1 児童福祉》



(1) 幼児教育・保育の無償化

(子育て支援課)

10月に予定されている消費税率の引き上げと合わせて、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての児童の保育料が無償化されるもの

※0歳～2歳の児童の保育料については、住民税非課税世帯を対象として無償化



(2) 保育士確保支援事業

1,000千円(子育て支援課)

待機児童の解消に必要な町内民間保育施設の人材確保を支援するもの

●保育士転入奨励助成金

〈対象者〉 町内に転入し、保育士として町内の民間保育施設(認定こども園、小規模保育施設など)に就労した者

〈助成内容〉 上限20万円(一律15万円に引越しに係る経費上限5万円を加算)

●保育士復職等奨励助成金

〈対象者〉 町内在住で、保育士として町内の民間保育施設に復職した者、または町内在住で、保育士としての就労経験がなく、新たに保育士として町内の民間保育施設に就労した者

〈助成内容〉 一律20万円



(3) すこやか親子健康診査等事業

1,372千円(健康推進課)

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援をさらに充実するため、健康保険が適用されない産婦健康診査と新生児聴覚検査に係る経費の一部を助成するとともに、産後不安の解消や産後うつを早期発見を図るための産後ケアとして、「赤ちゃんパパとママの教室」を開催するもの

●産婦健康診査

〈対象検査〉 産後2週間後及び1ヶ月後診査

〈助成額〉 6,000円(3,000円×2回)

●新生児聴覚検査(いずれか1回)

〈助成額〉 ・自動ABR(自動聴性脳幹反応)検査 3,000円

・OAE(スクリーニング用耳音響放射)検査 2,200円

●赤ちゃんパパとママの教室

〈内容〉 赤ちゃん体操や健康相談(年6回)

〈会場〉 健康プラザ

**(4) 子育て応援赤ちゃん育児用品購入費助成事業****8,029 千円（子育て支援課）**

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、現行満 1 歳までの助成を満 2 歳までに拡大するもの

〈助成額〉現行 1 人あたり 1 年間 42,000 円（3,500 円助成券×12 枚）



拡大後 1 人あたり 2 年間 45,000 円（1,500 円助成券×30 枚）

〈対象商品〉粉ミルク、紙おむつ、おしりふき用ウェットティッシュ等育児関連用品

〈協力店舗〉町内ドラッグストア（6 店舗）

**(5) 私立幼稚園特別支援児補助事業****240 千円（子育て支援課）**

県の特別支援補助金の交付対象でない、個別対応の必要な児童を対象とした補助制度を創設するもの

〈補助対象〉町内に居住する特別支援を要する児童が通園する町内の私立幼稚園
（県の特別支援補助金の対象者は除く）

〈補助額〉月 10,000 円

**(6) 幼稚園型一時預かり事業補助金****2,805 千円（子育て支援課）**

教育標準時間の前後または夏休み等長期休業日に児童を預かる場合に補助金を交付し、認定こども園などの体制整備を促進することで、子育て世代の多様な生活スタイルやニーズに応えるもの

〈補助対象〉認定こども園及び給付対象幼稚園

〈補助額〉児童 1 人あたり日額：400 円～800 円

**(7) 認定こども園及び小規模保育施設等への給付事業****264,316 千円（子育て支援課）**

幼児教育・保育の無償化などに伴い、給付額を増額するもの

●施設型給付事業

〈対象施設〉認定こども園及び給付対象幼稚園

・愛川幼稚園 156 名分、町外 5 施設 42 名分

●地域型保育給付事業

〈対象施設〉小規模保育施設（少人数を対象とした家庭的な保育を実施する施設）

・町内 3 施設 53 名分

(8) 妊娠・出産・子育て総合相談（子育て世代包括支援センター）の実施**2,060 千円（健康推進課）**

保健師・助産師等が専門的な見地から相談支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる育児に関する様々な悩みなどに切れ目なく対応するもの

〈設置場所・開設日時〉健康プラザ 1 階・平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時

(9) 新婚生活支援事業**3,150 千円（子育て支援課）**

〈対象者〉 新たに婚姻し町内に居住する世帯で、世帯所得が 600 万円未満の世帯

●年齢要件： 34 歳以下

〈対象費用〉 新居の購入費、新居の家賃、新居への引越費用

〈補助額〉 ●国庫補助分

・世帯所得 340 万円未満の世帯 30 万円（限度額）

●町単独分

・世帯所得 340 万円以上 600 万円未満の世帯 15 万円（限度額）

(10) 小児医療費助成事業**123,286 千円(子育て支援課)**

中学校 3 年生までの入院・通院医療費の自己負担分を全額助成するもの（所得制限なし）

(11) ひとり親家庭等医療費助成事業**29,500 千円(子育て支援課)**

医療費の自己負担分を全額助成するもの（所得制限あり）

〈対象者〉 母子・父子家庭等の親と子（18 歳まで）

(12) 出産祝い金支給事業**8,760 千円(子育て支援課)**

〈交付額〉 第 1 子 30,000 円 第 2 子 50,000 円 第 3 子以降 70,000 円

(13) 子育て支援センター等の運営**13,788 千円(子育て支援課)**

●子育て支援センター 健康プラザ 3 階

・子育てサロン 毎週月～金曜日

・土曜サロン 毎月 2 回（第 2・第 4 土曜日）

・「お父さんの土曜講座」の開催（奇数月の第 4 土曜日、年 6 回）

●かえでっこのつどい 町立 6 保育園（毎週水曜日）

●移動子育てサロン 半原公民館（毎月第 1・第 3 木曜日）

中津公民館（毎月第 1・第 3 火曜日）

●一時保育事業

〈対象者〉 1 歳児から就学前まで

〈場所・時間〉 中津保育園、田代保育園（午前 8 時 30 分～午後 6 時）

〈利用条件〉 ・断続的な勤務（週 3 日以内）

・入院、通院、育児疲れ解消、冠婚葬祭等（月 12 日以内）

〈保育料〉 1 時間 100 円～300 円（給食・おやつ代別途）

(14) 放課後児童クラブ事業**33,997 千円（生涯学習課）**

保護者の就労や疾病等により家庭での育成が困難な児童を対象に、町内全小学校（6 校）に開設するもの

〈対象者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで

〈定員〉 半原・田代・高峰・中津第二児童クラブ 35 人以内

中津・菅原児童クラブ 40 人以内

〈利用時間〉

【平日】 授業終了時から午後 6 時 30 分まで

【土曜・長期休業日】 早朝利用時間 午前 8 時から午前 8 時 30 分まで

通常利用時間 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

〈育 成 料〉 月額 4,000 円（早朝利用 1 回につき 100 円）



(15) かわせみ広場事業（中津小学校かわせみ広場試行）

11,020 千円（生涯学習課）

放課後の時間帯を使い、遊びを通じた異年齢児童間の交流活動等を行うもので、放課後児童クラブの待機児童解消をはじめ、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、中津小学校を活用した「中津小学校かわせみ広場」を新たに試行するもの

●かわせみ広場事業

〈対 象 者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで

〈実施日・時間〉 原則として月曜日から金曜日の午後 3 時から午後 5 時まで
（11 月から 1 月までは午後 4 時 30 分まで）

〈実施施設〉 児童館等 12 施設

※中津小学校かわせみ広場（試行）の実施日は、半縄、桜台、二井坂、熊坂児童館は休館

●中津小学校かわせみ広場（試行）

〈対 象 者〉 中津小学校に在籍する 1 年生から 6 年生まで（事前登録制）

〈実施日・時間〉 原則として週 1 日の午後 3 時から午後 5 時まで（6 月から）
（11 月から 1 月までは午後 4 時 30 分まで）

〈実施施設〉 中津小学校

《 2 障がい者福祉》



(1) 介護職等人材確保支援事業

1,400 千円（福祉支援課）

町内障がい福祉サービス事業所等における介護職等（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）の人材確保を支援するもの

●介護職等転入奨励助成金

〈対 象 者〉 町内に転入し、介護職等として町内の障がい福祉サービス事業所等に就労した者

〈助成内容〉 上限 20 万円（一律 15 万円に引越しに係る経費上限 5 万円を加算）

●介護職等復職等奨励助成金

〈対 象 者〉 町内在住で、介護職等として町内の障がい福祉サービス事業所等に復職した者、または町内在住で、介護職等としての就労経験がなく、新たに介護職等として町内の障がい福祉サービス事業所等に就労した者

〈助成内容〉 一律 20 万円

●介護職等奨学金返済助成金

〈対 象 者〉 介護職等として町内の障がい福祉サービス事業所等に就労してから 3 年未満の町内在住者

〈助成内容〉 奨学金返済額の 1/2（上限 20 万円/年、最長 3 年間で最大 60 万円）

**(2) 障害者医療費助成事業**

123,504 千円(福祉支援課)

〈対象者〉 1～3級の身体障がい者、IQ50以下の知的障がい者



1級の精神障がい者(通院分) ⇔ (通院分及び入院分)

※ 65歳以上新規障がい認定者は適用除外

〈助成額〉 医療費の自己負担を全額助成

※ 所得制限あり(特別障害者手当の支給基準に準拠)

(3) 成年後見制度利用支援事業

1,385 千円(福祉支援課)

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の十分でない人の権利を擁護する成年後見制度の利用しやすい環境の整備を図るもの

〈事業内容〉

● 成年後見人報酬等支援助成金

町長による後見等開始の審判の申立て及びその申立てに要する費用や、家庭裁判所が後見人等を選任した後における後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成するもの

● 成年後見制度法人後見支援事業研修会

障がい者等の権利擁護の推進及び市民後見人を育成するための研修会を開催するもの

(4) 在宅障害者福祉手当支給事業

39,000 千円(福祉支援課)

〈支給額及び対象者〉

● 重度 1人あたり年額 35,000 円

- ・ 1～2級の身体障がい者またはIQ35以下の知的障がい者
- ・ IQ36～50で3級の身体障がい者
- ・ 1級の精神障がい者

● 中度 1人あたり年額 20,000 円

- ・ 3～4級の身体障がい者またはIQ36～50の知的障がい者
- ・ IQ51～70で5級の身体障がい者
- ・ 2級の精神障がい者

● 軽度 1人あたり年額 7,000 円

- ・ 5～6級の身体障がい者またはIQ51～70の知的障がい者
- ・ 3級の精神障がい者

(5) 障害者自立支援事業

976,417 千円(福祉支援課)

身体・知的・精神の3障がい及び難病を対象にした障がい福祉サービスの提供に係る給付を行うもの

〈事業内容〉 自立支援医療費助成、障害者介護給付・訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具費の給付

(6) 在宅重度障害者タクシー・自動車燃料費助成事業

5,672 千円（福祉支援課）

- 〈対象者〉 1～2 級の身体障がい者、IQ35 以下の知的障がい者
1 級の精神障がい者
※ 所得制限あり（特別障害者手当の支給基準に準拠）
- 〈助成額〉 年額 18,000 円（自動車税減免者は 9,000 円）

(7) 心身障害児者歯科診療所運営事業

2,640 千円（福祉支援課）

- 「厚木市障害者歯科診療所」を県央 6 市町村で共同運営するもの
- 〈診療時間〉 火曜日の午後、木曜日の午前・午後

《3 高齢者福祉》



(1) 介護人材確保支援事業

1,600 千円（高齢介護課）

町内介護施設等（介護サービス事業所など）における介護職等（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）の人材確保を支援するもの

●介護職等転入奨励助成金

- 〈対象者〉 町内に転入し、介護職等として町内の介護施設等に就労した者
- 〈助成内容〉 上限 20 万円（一律 15 万円に引越しに係る経費上限 5 万円を加算）

●介護職等復職等奨励助成金

- 〈対象者〉 町内在住で、介護職等として町内の介護施設等に復職した者、または町内在住で、介護職等としての就労経験がなく、新たに介護職等として町内の介護施設等に就労した者

- 〈助成内容〉 一律 20 万円

●介護職等奨学金返済助成金

- 〈対象者〉 介護職等として町内の介護施設等に就労してから 3 年未満の町内在住者
- 〈助成内容〉 奨学金返済額の 1/2（上限 20 万円/年、最長 3 年間で最大 60 万円）



(2) ひとり暮らし高齢者等みまもりでんわサービス助成事業

240 千円（高齢介護課）

平成 30 年度に試験的に導入した日本郵便（株）が提供する「みまもりでんわサービス」の実施区域を町内全域に拡大するもの

- 〈対象者〉 ひとり暮らし登録のある高齢者
- 〈対象地区〉 在宅介護支援センター（ミノワホーム）管轄エリア ⇨ 町内全域
- 〈助成額〉 月額 500 円

**(3) はいかい高齢者見守り支援事業**

109 千円（高齢介護課）

QRコードが印刷されたラベルシールをはいかい高齢者の衣服や持ち物に貼っていただくことで、早期発見・早期保護に努めるもの（発見者がQRコードを読み取るだけで、24 時間 365 日、自動的に家族等に直接かつ迅速に連絡が取れる Web システムを利用）

〈対象者〉はいかいSOSネットワーク登録者

(4) 高齢者の生活支援事業

300 千円（高齢介護課）

高齢者の外出機会の創出支援や火気の取り扱いに不安を感じる高齢者へ支援を行うもの

〈事業内容〉

●電動アシスト三輪自転車購入費助成

〈対象者〉70 歳以上の方

〈助成額〉購入費の 1/4（上限 25,000 円）

●家庭用電磁調理器購入費助成

〈対象者〉配食サービスを利用していない町内在住の 65 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯のうち、町民税非課税世帯に属する方

〈対象機器〉①家庭用電磁調理器 ②電磁調理器対応調理器具

〈助成額〉上限 5,000 円

①②をセットで購入の場合は上限 10,000 円

(5) 介護職員等研修支援事業

160 千円（高齢介護課）

町内の指定事業所が、質の高いサービスを提供するために、介護職員の研修等に要した経費の一部を補助するもの

〈対象研修〉介護支援専門員更新研修、同実務従事者基礎研修など


〈助成対象〉介護保険法に基づく町内の指定事業所

〈助成額〉1 事業所あたり 40,000 円を限度

(6) 介護予防事業の拡充・地域包括ケアシステムの構築（介護保険特別会計）

109,701 千円（高齢介護課）

〈主な介護予防事業等〉

- ・愛川・ささえあいポイント事業の実施
- ・高齢者サロン支援 運動指導、ボランティア研修
- ・運動機能向上事業 運動指導、プールを利用した転倒予防教室、『いきいき 100 歳体操』の指導、同サポーター養成講座
- ・認知症予防教室 『コグニサイズ』、
 『音楽体操教室（ボイストレーニング）』、
 『しゃきしゃき 100 歳体操』の指導
- ・口腔機能向上事業 『かみかみ 100 歳体操』の指導
- ・住民提案型協働事業 提案団体の運営する認知症予防カフェの場を活用し、実践を通じたボランティア等の人材育成を実施

〈地域包括ケアシステムの構築〉

- 生活支援体制整備事業
 - ・「生活支援コーディネーター」の育成
 - ・「生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体」の運営
- 新**「外出支援」をテーマにした講演会の実施
- 在宅医療・介護連携推進事業
 - ・「町在宅医療・介護連携推進協議会」の運営
 - ・厚木市、清川村との共同により厚木医師会に「在宅医療相談室」を設置
- 新**厚木市、清川村と共同し、「医療介護多職種研修会」を実施
- 認知症施策推進事業
 - ・認知症の初期集中支援チームによる早期診断・早期対応及び地域支援推進員による相談対応
 - ・認知症地域支援推進員の育成
 - ・多職種協働によるケアマネジメント、地域支援ネットワークの構築

(7) 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業

11,424 千円（高齢介護課）

神奈川中央交通（株）が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の購入費の一部を助成するもの

〈対象者〉 70 歳以上 〈助成内容〉 1 年券購入費のうち 6,000 円を助成

(8) シルバー人材センター運営費補助金

7,000 千円（高齢介護課）

健康で働く意欲のある高齢者の就業機会の拡大を促進するため、「愛川町シルバー人材センター」の組織強化と運営充実等の支援を行い、生きがいづくりの増進を図るもの

《 4 地域福祉 》



(1) 地域自殺対策強化事業

229 千円（福祉支援課）

心の健康講座の開催や支援人材の育成、相談支援などに取り組むとともに、自身の「こころ」の状態を診断できるアプリ「こころの体温計」を導入し、セルフチェックの習慣化を普及啓発するもの



(2) 災害援護資金制度の見直し

（福祉支援課）

被災者に最大 350 万円の貸付を行う災害援護資金の利率について、これまで全国一律 3% に固定されていたが、地方分権一括法により自治体の判断とされたことから、被災者の負担軽減と生活再建を援護するため、条例を改正して無利子とするもの
また、合わせて保証人を不要とするなどの要件緩和を行う

(3) 「社会福祉大会」・「福祉体育大会」・「人権啓発のつどい」の開催

2,639 千円（福祉支援課・住民課）

●社会福祉大会

〈開催予定〉 平成 31 年 10 月 26 日（土） 〈会 場〉 文化会館

●福祉体育大会

〈開催予定〉 平成 31 年 10 月 9 日（水） 〈会 場〉 三増公園陸上競技場

●人権啓発のつどい

〈開催予定〉 平成 31 年 12 月 7 日（土） 〈会 場〉 文化会館

《 5 健康対策》



(1) 看護職等人材確保支援事業

1,400 千円（健康推進課）

町内医療機関における看護職等（保健師、看護師、助産師、準看護師、歯科衛生士）の人材確保を支援するもの

●看護職等転入奨励助成金

〈対 象 者〉 町内に転入し、看護職等として町内の医療機関に就労した者

〈助成内容〉 上限 20 万円（一律 15 万円に引越しに係る経費上限 5 万円を加算）

●看護職等復職等奨励助成金

〈対 象 者〉 町内在住で、看護職等として町内の医療機関に復職した者、または、町内在住で看護職等としての就労経験がなく、新たに看護職等として町内の医療機関に就労した者

〈助成内容〉 一律 20 万円

●看護職等奨学金返済助成金

〈対 象 者〉 看護職等として町内の医療機関に就労してから 3 年未満の町内在住者

〈助成内容〉 奨学金返済額の 1/2（上限 20 万円/年、最長 3 年間で最大 60 万円）

(2) 骨髄移植ドナー支援事業

420 千円（健康推進課）

骨髄等の提供者（ドナー）となった町民及びドナーが勤務する事業所を対象に助成金を交付することにより、骨髄移植等の環境整備を図るもの

〈助 成 額〉 ・ドナー 1 日あたり 20,000 円（7 日を限度）

・ドナーの勤務先 1 日あたり 10,000 円（7 日を限度）

(3) 健康遊具設置事業

5,304 千円（生涯学習課）

青少年広場等に健康遊具を設置し、町民の健康増進を図るもの

〈設置箇所〉 青少年広場等 3 箇所



(4) モデル地区健康づくり事業

1,832 千円（健康推進課）

健康相談の実施や健康体操の指導者派遣などに加え、食に関するセルフチェックや講話、試食、個別相談などを行い、地域の健康づくり活動を支援するもの

- 〈対象地域〉 町内 14 地区（新規 3 地区・継続 11 地区）
 ※毎年モデル地区を選定し、全町へ広げる
- 〈支援内容〉
- ・あいかわりフレッシュ健康体操、ラジオ体操、いきいき 100 歳体操等の実技指導
 - ・保健師等による健康相談・講話
 - ・体育学士等の運動専門家による講義及び実技指導
 - ・管理栄養士による食に関するバランスチェック、講話、試食、個別相談など

(5) 「健康フェスタあいかわ」の開催

832 千円（健康推進課）

- 〈開催予定〉 平成 31 年 6 月 2 日（日）
- 〈会場〉 健康プラザ・文化会館
- 〈内容〉 「舞の海秀平」氏講演会、歯科検診・健康相談など

拡 (6) 健康ポイント制度

510 千円（健康推進課）

各種がん検診の受診、健康・食育に関する講座・教室のほか町主催の健康イベント等への参加、個人目標への取り組みなどによりポイントを付与し、抽選で特典と交換できるもの

- 〈対象者〉 20 歳以上の町民
- 〈実施期間〉 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日
- 〈参加賞〉 あいちゃんグッズ
- 〈特典〉
- ・ 50 ポイントコース クオカード 1,000 円相当
 - ・ 100 ポイントコース 町内飲食店で使用できる食事券等 3,000 円相当
 - 拡**・ 200 ポイントコース 手首式血圧計 11,000 円相当

新 (7) 未病改善・健康ウォーキング教室の開催

156 千円（健康推進課）

健康運動指導士による正しいウォーキング方法や健康遊具使用方法について指導を行い、健康づくり散策コースを歩く教室を開催することで、健康増進を図るもの

- 〈散策コース〉 三増散策コース、田代散策コース
- 〈実施回数〉 各コース年 1 回ずつ（20 名程度）

(8) 成人歯科健診事業

7,721 千円（健康推進課）

- 〈内容〉
- ・ 40 歳以上の方を対象に実施
 - ・ 40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの節目年齢の方を対象に、CPI（歯周ポケット・歯肉の状況）検査や RD テスト（虫歯菌活動性検査）、ペリオスクリーンテスト（歯肉炎・歯周炎検査）を実施

(9) 口腔がん個別検診事業

4,117 千円（健康推進課）

40 歳以上の方を対象に医療機関での個別検診を実施するもの

**(10) 予防接種事業**

100,639 千円(健康推進課)

- 乳幼児等予防接種事業
B 型肝炎や水痘、小児用肺炎球菌ワクチンの接種など、対象年齢に応じた各種予防接種を全額公費負担で実施するもの
- 小児インフルエンザ予防接種事業
〈対象者〉 生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの乳幼児・児童
〈接種回数〉 2 回
〈助成額〉 1 回につき 1,000 円
- 高齢者肺炎球菌予防接種事業
〈対象者〉・65 歳以上 100 歳までの 5 歳刻みの年齢の方
・60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器等に一定の障がい有する方
〈自己負担〉 4,000 円※町民税非課税世帯に属する方、生活保護受給者は免除
- 高齢者インフルエンザ予防接種事業
〈対象者〉・65 歳以上の方
・60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器等に一定の障がい有する方
〈自己負担〉 1,500 円 **新**(後期高齢者となる 75 歳の方は無料)
- 風しんワクチン接種事業
〈対象者〉 妊娠を希望する 20 歳以上の女性、妊婦の夫、40 歳未満の男性
〈助成額〉・麻しん風しん混合ワクチン 6,000 円
・風しん単抗原ワクチン 4,000 円

(11) 妊産婦等への助成事業

15,368 千円(健康推進課)

- 妊婦健康診査
〈助成内容〉 医療機関における健診 14 回分(助産所での妊婦健康診査も対象)
- 新** ●産婦健康診査【再掲】
〈助成内容〉 産後 2 週間後及び 1 ヶ月後診査(上限各 3,000 円)
- ママ出産サポートタクシー費用助成
〈助成内容〉 出産時のかかりつけ医療機関までのタクシー代(上限 2,000 円)
※タクシー会社への事前登録が必要
- 特定不妊治療費助成事業
〈助成内容〉 1 回の治療につき 10 万円を限度(年間の助成回数の制限なし)
※治療初日の妻の年齢が 43 歳以上の場合は、助成対象外
- 不育症治療費助成事業
〈助成内容〉 不育症治療(保険外診療)に要した費用の 1/2 以内とし、年間の限度額 30 万円まで複数回申請が可能

**(12) がん検診推進事業**

47,522 千円(健康推進課)

- 〈検診内容〉
- 胃・肺・大腸がん 40 歳以上
 - 乳がん(女性のみ) 30 歳以上
※無料クーポン対象年齢 40 歳の女性
 - 新** ○子宮頸がん(女性のみ) 20 歳以上
※無料クーポン対象年齢 20 歳の女性 ⇨ 20 歳～35 歳の女性
 - 前立腺がん(男性のみ) 50 歳以上



(13) 国民健康保険証と高齢受給者証一体化事業（国民健康保険特別会計）

4,455 千円（国保年金課）

10月に予定している国民健康保険証の一斉更新を機に、保険証と高齢受給者証の一体化を実施し、国保加入者の利便を図るもの

(14) 特定健康診査事業【国民健康保険特別会計】

（国保年金課）

国保データベース（KDB）システムを活用し、ターゲットを絞った効率的な受診勧奨を行い、特定健康診査の受診率向上を図るとともに、糖尿病の方を抽出し、健康講座、保健師・管理栄養士による個別指導を実施するもの



(15) 国民健康保険税の税率引き上げ【国民健康保険特別会計】

（国保年金課）

これまで、国保加入者の過度な負担とならないよう、一般会計から法定外繰入れを行うとともに、保険税収納率向上に努めてきたが、被保険者数の減少が続く中、計画的な国保事業を運営していくため、保険税の見直しを行うもので、所得の低い方や子育て中の世帯など加入者の多い世帯に配慮した税率設定とする

(16) 後期高齢者人間ドック事業

1,980 千円（国保年金課）

後期高齢者医療制度の全加入者を対象に、選択により、後期高齢者健康診査に替えて人間ドックを受診された場合、受診費用の一部（上限 20,000 円）を助成するもの

◎人づくりのための教育施策の推進

《1 学校教育》

(1) 親子方式による温かい中学校給食実施への取り組み

12,636 千円（教育総務課）

現在の弁当併用のデリバリー方式による中学校給食について、小学校の給食調理室を活用した親子方式による温かい給食の提供に向けた具体的な取り組みを進め、平成32年度中の実施をめざすもの

〈取組内容〉・「温かい中学校給食の提供に関する懇談会」の開催

- ・建築基準法等に規定する許可申請書類、図面等作成
- ・県等関係機関との協議

拡 (2) 高等学校等への就学に対する助成

12,866 千円 (教育総務課)

● 通学に対する助成 (高等学校等)

拡 ・バス通学助成金 3ヶ月定期の1ヶ月相当分の15%を12ヶ月分3ヶ月定期の1ヶ月相当分の**20%**を12ヶ月分**拡** ・自転車通学助成金 購入額の1/2 (限度額 20,000 円、在学中 1 回限り)購入額の1/2 (限度額 20,000 円 (**電動アシスト自転車は 60,000 円**))、在学中 1 回限り)

● 入学準備に対する助成 (高等学校等)

・入学準備金 1人あたり 20,000 円 (入学時 1 回限り)

※ 準要保護生徒就学援助制度の該当となる世帯を対象

● 教育資金の融資に対する助成 (高等学校・大学等)

・教育資金利子補給 1月1日～12月31日の間に支払った利子額
(上限 20,000 円、最大 4 年間)

※ 町内の金融機関からの融資に限る

拡 (3) 情報教育推進事業

(教育総務課)

現代社会の必須アイテムとなっている ICT 機器を活用した授業をさらに推進するため、各教室への無線 LAN 環境を整備するとともに、情報通信機器の整備を行うもの
 〈整備機器〉・タブレット型 PC を現状 6 台から 41 台に拡大 (各小中学校)

- ・ノート型 PC 41 台を更新 (各中学校)

新 (4) プログラミング教育推進事業

(教育開発センター)

学習指導要領の改訂に伴い、平成 32 年度から論理的思考力を身に付けるための学習活動として、小学校におけるプログラミング教育が必修化されることから、31 年度から先行して実施するため、教材の整備を行うもの

〈整備教材〉・プログラミング教材 60 台 (リース)

※ モーターやセンサーなどのパーツとブロックでロボットを自由に組み立て、コンピュータ上で設定した様々なプログラム (走る、止まる、回る、音が出るなど) に応じて動く教材

拡 (5) 放課後学習事業

1,935 千円 (教育開発センター)

● 放課後学習「あすなろ教室」

〈実施内容等〉

- ・設置場所 町内全小学校 (6 校)
- ・対象者 小学校 3・4 年生 (各校 30 名程度)
- ・開催回数 年 20 回 (夏休み期間及び 11 月～1 月を除く)
- ・学習内容 主に国語、算数

新 ● 放課後学習「ひのき教室」

学力向上に向け、新たに中学生を対象とした放課後学習を実施

〈実施内容等〉

- ・設置場所 町内全中学校（3校）
- ・対象者 中学校1年生（各校40名程度）
- ・開催回数 年20回（夏季及び冬季休業期間を除く）
- ・学習内容 e-ラーニング等を利用した個別学習支援

拡 (6) 不登校対策推進事業

270千円（教育開発センター）

様々な要因から不登校となる児童生徒の解消に向けた取り組みを強化するもの
〈取組内容〉・不登校対策に特化した研修会の実施（3中学校区1回ずつ）
・スーパーバイザーの導入（適応指導教室3回、各中学校1回ずつ）

新 (7) 夢授業推進事業

180千円（教育開発センター）

平成30年10月に町がホームタウンに加わったプロサッカーチーム「SC相模原」の選手等を講師に招き、自分の将来を考えるきっかけづくりや目標に向かって努力することの大切さを学ぶ「夢授業」を全小中学校（9校）で実施するもの

(8) 外国語指導助手（ALT）派遣事業

14,388千円（指導室）

低学年のうちから外国語に慣れ親しみ、より学習効果を高めるため、小学校1年生からの外国語教育を平成30年度に引き続き実施するもの
〈授業時数〉

区分	平成31年度 外国語教育に係る時数／年
小学校5・6年生	70時間（先行実施）
小学校3・4年生	35時間（先行実施）
小学校2年生	10時間（町独自）
小学校1年生	5時間（町独自）

新 (9) 小中学校施設改修事業

19,738千円（教育総務課）

- ・身体障がい者用トイレを洗浄機能付暖房便座に改修（各小学校1基ずつ計6基）
- ・半原小学校体育館の照明器具をLEDに改修
- ・菅原小学校グラウンド北側・東側防球ネットの改修
- ・中津小学校非常放送設備の改修
- ・中津第二小学校高圧区分閉器・高圧ケーブルの更新
- ・愛川東中学校外トイレの改修（男子1基、女子2基を洋式化、室内照明LED化）

拡 (10) 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

38,759千円（教育総務課）

要保護・準要保護児童生徒の世帯に対し学用品や給食費等の援助を行うもので、国の補助単価が引き上げられたことから、これに準拠し、経済的負担の軽減を図るもの

〈主な引き上げの内容〉

	小学校	中学校
・新入学学用品費	40,600 円	47,400 円
・修学旅行費	21,490 円	57,590 円
	50,600 円	57,400 円
	21,670 円	60,300 円

(11) スクールカウンセラー等派遣事業 6,383 千円（教育開発センター）

- 小学校スクールカウンセラー（臨床心理士）
各小学校へ 2 週間に 1 日程度派遣し、不登校やいじめなどの相談業務等を実施
※中学校スクールカウンセラーは県費で派遣
- 発達相談スクールカウンセラー（臨床心理士）
週 1 日程度町内の学校に派遣し、発達に関わる相談や検査等の業務を実施
- スクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士等）
週 1 日程度町内の学校に派遣し、家庭環境改善のために相談業務等を実施

《2 生涯学習》

(1) 地域学校協働活動推進事業 702 千円（生涯学習課）

愛川東中学校区の地域と小中学校、愛川高校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、教育の質の向上と地域活性化を図るため、地域と学校との連絡調整を行う「地域学校協働活動推進員」を配置するもの

(2) 愛川高校とのアクティブラーニング事業（生涯学習課）

持続性ある地域づくりに向け、愛川高校と連携して、生徒自らがまちづくりの状況や様々な課題について学べる機会を提供し、地域に根ざした心や地域に貢献できる意識を醸成していくもの

〈事業内容〉

- 「未来を担う人づくり」特別授業
・2 学年 6 クラス各 1 時間／年をカリキュラムに追加
- 役場でのインターンシップ受け入れ

(3) 学習支援「土曜寺子屋」事業 409 千円（生涯学習課）

教育環境に課題を抱える世帯の小学校 3 年生から中学校 3 年生までを対象に学習支援や体験学習を実施し、地域で子どもを育てる環境整備を推進するもの

《3 スポーツ・文化振興》

新 (1) 郷土資料館企画事業 638 千円（スポーツ・文化振興課）

例年開催している歴史系と自然系の企画展のほか、新たにリピーターの確保や郷土史の周知などの相乗効果が上がるよう各種事業を行うもの

- 郷土資料館コレクションカード作製事業
町の植物の写真をコレクションカードとして作製し、来館者に配布
- 郷土資料館図録作製事業
企画展「戦争の記憶」の展示内容（相模陸軍飛行場関連資料等）を解説する写真付きのガイドブックを作製し、来館者に有償配布

新 (2) **オリンピックイヤー記念事業** 500 千円（スポーツ・文化振興課）

町一周駅伝競走大会にゲストランナーを招待し、オリンピックイヤーとしての機運を高めていくもの

- 〈開催予定〉 平成 32 年 1 月 12 日（日）
 〈ゲストランナー〉 ・エリックワイナイナ氏（オリンピックメダリスト）
 ・藤田敦史氏（元マラソン日本記録保持者）

新 (3) **オリパラ給食事業** 880 千円（教育総務課）

2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、様々な国の食文化に触れながら学ぶ機会を提供するため、7 月から月 1 回小学校の給食献立を世界各国の料理とするもの

(4) **若者たちの音楽祭 5 の開催** 981 千円（スポーツ・文化振興課）

新たな若者文化の創造と定着を図るため、軽音楽活動に励む若者に発表の場を提供し、町にゆかりのあるアーティストを招いて「若者たちの音楽祭 5」を開催するもの
 〈開催予定〉 平成 31 年 12 月 15 日（日） 〈会 場〉 文化会館

(5) **運動公園施設の改修等**

17,124 千円（スポーツ・文化振興課・都市施設課）

- 中津工業団地第 1 号公園
 - ・野球場照明安定器、ランプ交換工事
 - ・体育館体育室監視カメラ修繕
 - ・体育館会議室エアコン設置工事
 - ・野球場照明鉄塔劣化診断
 - ・北側駐車場樹木伐採
- 田代運動公園
 - ・田代運動公園プールウォータースライダー改修工事
 - ・野球場照明鉄塔劣化診断
 - ・プール棟次亜塩素素注入装置ポンプ交換修繕
- 三増公園
 - ・陸上競技場標識タイル修繕
 - ・芝フィールド転圧
- 坂本体育館
 - ・入口ポール設置工事
- 中津工業団地第 2 号公園
 - ・トイレ改修工事（男子 1 基、女子 2 基を洋式化）
 - ・樹木剪定、伐採

(6) 山十邸プラスアクト事業「クラシック演奏会」の開催

128 千円（スポーツ・文化振興課）

東京藝術大学の学生によるクラシック演奏会を、国登録有形文化財である「古民家山十邸」を活用して開催するもの

〈開催予定〉 平成 31 年 5 月 11 日（土）

〈会 場〉 古民家山十邸

(7) 各種スポーツ教室等の開催

1,535 千円（スポーツ・文化振興課）

〈事業内容〉 水泳教室、剣道教室・大会、スポーツクライミング教室、サーフィン教室、スポーツ・レクリエーション・フェスティバル（隔年）

◎活力のあるまちづくりの推進

《 1 農林水産業》

(1) 林道維持管理事業

2,553 千円（農政課）

森林吸収源対策を促進するため、平成 31 年度から交付予定の森林環境譲与税を活用した取り組みを実施するもの

●林道維持管理事業の促進

〈内容〉 南山林道、宮沢林道、^{きすこ}扱首子林道の法面除草伐採業務等

(2) 間伐材等搬出促進事業

1,050 千円（農政課）

間伐などの森林整備により発生する木材の利活用を促進し、持続的な森林整備による循環を生み出すため、町森林組合に対し間伐材搬出経費の一部を補助するもの

〈補助内容〉

間伐材搬出経費から県補助金（1/2）及び間伐材販売額を控除した額の 1/3

(3) 有害鳥獣対策事業

11,951 千円（農政課）

〈主な事業内容〉

●有害鳥獣対策実施隊関連

新 ●安全講習会、活動状況調査の実施

・狩猟犬活動に対する支援

●有害鳥獣対策協議会への支援

・集落環境調査や鳥獣との棲み分けのための環境整備を行うほか、有害鳥獣の捕獲方法の検証など総合的な対策を検討する協議会へ運営費を助成

●農作物獣害防除柵等設置費補助金

〈助成内容〉 ・単独設置（耕作面積 2a 以上）

防除柵設置費用の 2/3（上限 100,000 円）

- 集団設置（設置面積 5a 以上）
防除柵設置費用の 3/4（上限 200,000 円）

- サル移動監視員の派遣
〈事業内容〉 各サル群の移動監視と追払いを行うもの

(4) 農業振興への取り組み

10,319 千円（農政課・農業委員会事務局）

- 近代化施設整備事業補助金
〈交付先等〉 県央愛川農協 3 条刈コンバイン 1 台 補助率 1/2
- 遊休荒廃農地対策費補助金
〈対象者〉 遊休荒廃農地を再活用する農業者
〈補助額〉 遊休荒廃農地の復元のための草刈り及び耕うんに要する費用
10a あたり 33,000 円、伐根等が必要な荒廃農地は 10a あたり
67,000 円上乗せ（限度額 200,000 円）
- 有機農業推進講演会の開催（年 1 回）
- 遊休荒廃農地調査事業
〈事業内容〉 農地の利用状況を調査・データ化し、遊休荒廃農地の有効利用促進
と生産性の向上に役立てるもの
- 新規就農者奨励金
〈事業内容〉 新規就農時の経済的な負担の軽減と、安定した農業経営基盤の確立
を図るため、新規就農者に対し奨励金を交付するもの
〈対象者〉 町内に在住して農地を借り、就農してから 5 年以内の方
〈奨励金〉 3 年以上の利用権等が設定された農地 10a あたり 20,000 円
（限度額 60,000 円）
- 環境保全型農業直接支援対策事業費補助金
〈事業内容〉 環境に配慮した営農活動の普及推進を図るため、環境保全型農業に
取り組む農業者団体に対し支援を行うもの
〈対象者〉 有機農業を営む農業者団体
〈補助額〉 耕作地 1a につき 800 円（農業振興地域）
- 農業次世代人材投資資金
〈事業内容〉 新規就農時における収入の不安定な状況を補完するため、就農から
5 年間支援をするもの
〈対象者〉 「人・農地プラン」に位置づけられた新規就農者
〈給付額〉 個人 年額 150 万円以内、夫婦 年額 225 万円以内
- 新規就農者支援家賃補助金
〈事業内容〉 新規就農者を対象に家賃の一部を助成するもの
〈対象者〉 町内に居住する新規就農者世帯
〈補助額〉 家賃月額額の 1/2（限度額：30,000 円/月、期間：5 年）
- 多面的機能支払事業費補助金
〈事業内容〉 農地が持つ自然環境保全等の多面的機能を維持発揮するため、地域
が行う共同保全管理活動に対して補助するもの
〈対象者〉 水利組合や土地改良区で組織する農業者団体等
〈補助額〉 農業振興地域において耕作している農地
・ 田 1a あたり 300 円
・ 畑 1a あたり 200 円
〈実施区域〉 坂本、若宮、大塚下

●農業への企業参入の促進

〈事業内容〉 効果的な農地の集積利用や遊休農地解消の一助として、角田地内で営農を開始する企業の取り組みを支援するもの

新 ●あいかわ準農家制度の運用開始

〈事業内容〉 これまで農業者に限られていた農地の借り受けについて、資格要件や面積要件を緩和し、生きがいや趣味で耕作したい一般の方でも小規模（10a以下）であれば借り受けできるよう、新たな基準による運用を開始し、遊休農地の解消を図るもの

新 ●融資主体補助型経営体育成支援事業助成金

〈事業内容〉 国の補助制度を活用し、農業者の支援を行うもの

〈対象者〉 融資を活用して農業用機械等を導入する「人・農地プラン」に位置付けられた中心的経営体

〈補助率〉 事業費の3/10以内（限度額300万円）

(5) 農業基盤整備事業

22,300千円（農政課）

工事箇所等	種別	形状	
		延長	幅員等
箕輪水路改修工事	改修	104m	用水路 1 0.8m
北下谷地区用水路防災対策事業 （県事業への負担金 1.5/10）	水路工	387.9m	付帯工（仮設仕上げ、蓋掛、水門改修等）
小沢頭首工改修工事負担金 （県事業への負担金 1/100）	改修	—	洪水吐ゲート・コンクリート補修等
新 馬込農道横断側溝設置工事	改良	3.9m	横断側溝設置

(6) 地域水源林整備事業（水源環境保全・再生事業）

45,269千円（農政課・管財契約課）

神奈川県の水源地環境保全・再生市町村補助金を活用し、地域水源林エリア内の私有林及び水源の森林エリア内の町有林の整備箇所について調査、間伐等を実施するもの

〈調査・施業地域〉 ・角田及び三増地区の山林等（私有林）

施業箇所調査、間伐、枝打等 17.81ha

・半原南山地区の山林等（町有林）

施業箇所調査、間伐、枝打等 6.4ha

《2 商工業・観光》

拡 (1) 企業誘致の促進

3,600千円（商工観光課）

【適用業種】

拡 ●投下資本額要件を緩和

- ・製造業、自然科学研究所
大企業 3 億円以上、中小企業 5 千万円以上、小規模企業 2 千万円以上
↓ ↓
- 大企業 3 億円以上、中小企業 3 千万円以上、小規模企業 1 千万円以上
- 新**・宿泊業
大企業 3 億円以上、中小企業 3 千万円以上、小規模企業 1 千万円以上
- ・情報通信業
大企業 1 億円以上、中小企業 5 千万円以上、小規模企業 2 千万円以上
↓ ↓
- 大企業 1 億円以上、中小企業 3 千万円以上、小規模企業 1 千万円以上
- ・償却資産のみの増資
大企業 3 億円以上、中小企業 5 千万円以上、小規模企業 2 千万円以上
↓ ↓
- 大企業 3 億円以上、中小企業 3 千万円以上、小規模企業 1 千万円以上

【優遇措置】

- 固定資産・都市計画税の不均一課税

- 拡**・工業系地域及びハイテク研究所団地立地企業は、通常課税を 1/2 に軽減
↓
1/5 に軽減

- 新**・宿泊業は通常課税を 1/2 に軽減
- ・戦略産業（ロボット・医療関連）の製造業は、通常課税を全額免除
- ・適用期間 5 年間

- 拡**・適用回数 1 回限り ⇨ 回数制限撤廃
- 雇用奨励金

- 拡**〈対象〉・事業所立地にあたり町民を雇用した企業
大企業「6 人目から」の要件を撤廃
- 〈交付額〉・年額 1 人 20 万円（1 企業 1 回 5 人を限度）
- ・障がい者を雇用した場合、10 万円を加算

- 拡**〈適用回数〉 1 回限り ⇨ 回数制限撤廃
- 環境配慮設備設置奨励金

- 〈対象〉・事業所立地にあたり太陽光発電設備（発電能力 10kw 以上）を設置した企業
- ・事業所立地にあたり屋上緑化（3 m²以上）を施工した企業
- 〈交付額〉・太陽光発電設備 50 万円
- ・屋上緑化：「屋上緑化した面積 1 m²あたり 2 万円を乗じた額」又は「屋上緑化に要した費用の 1/2 の額」のいずれか低い額（限度額 50 万円）

- 拡**〈適用回数〉 1 回限り ⇨ 回数制限撤廃

- 新**●環境配慮設備設置事業補助金
- 〈対象〉・太陽光発電設備（発電能力 10kw 以上）を設置した町内企業
- ・屋上緑化（3 m²以上）を施工した町内企業
- 〈交付額〉・太陽光発電設備 50 万円
- ・屋上緑化：「屋上緑化した面積 1 m²あたり 2 万円を乗じた額」又は「屋上緑化に要した費用の 1/2 の額」のいずれか低い額（限度額 50 万円）

●企業の立地に伴う就業者転入奨励金

〈対象〉企業の立地に伴い、立地企業の就業者が本町へ定住意思をもって3年以内に転入し、自ら居住用に供する住宅を取得（新築又は購入）した場合

〈交付額〉50万円（転入者本人へ交付）



●工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和

工場立地法の改正に伴い、敷地面積 9,000 m²以上または建築面積の合計 3,000 m²以上の特定工場に適用される「緑地面積率等」について、国の定める範囲内で地域の実情に応じて条例で定めることが可能となったことから、「愛川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」を制定し、町内特定工場用地の有効活用と企業の積極的な設備投資を促進するもの



(2) 中小企業事業資金の貸付

50,000 千円（商工観光課）

町内の中小企業に対する事業資金を金融機関に預託することで、融資制度の充実を図っているが、31年度は利率を引き下げ、さらなる支援を行うもの

〈限度額〉2,500万円



〈利率〉・融資期間5年以内 1.9%以内 → 1.8%以内
 ・融資期間5年超 2.0%以内 → 1.9%以内

〈償還期間〉84月以内

(3) ISO認証取得・国内環境規格取得促進事業

500 千円（商工観光課）

企業活動に有利となる品質及び環境規格の取得を促進し、商工業の振興を図るもの
 〈補助対象及び補助率〉

- ・ISO9000 シリーズ、ISO14000 シリーズの新規取得 1/3 以内 50万円を限度
- ・上記シリーズの最新規格への更新 1/3 以内 50万円を限度
- ・エコアクション 21、エコステージ、KES の新規取得 1/3 以内 15万円を限度

(4) 起業支援・店舗再活性化事業補助金

450 千円（商工観光課）

〈補助内容〉

- 起業した場合
 - ・個人（一般起業） 5分の1以内、10万円を限度
 - ・個人（テレワーク起業） 5分の1以内、15万円を限度
- 起業に際し、空き店舗を起業の拠点とした場合
 - ・内装改造、改築にかかる経費の3分の1以内、20万円を限度

(5) 商工振興利子補給金

4,099 千円（商工観光課）

町内商工業者が国、県及び町の制度資金融資を受けた場合に支払う利子の一部を補助し、事業者負担の軽減に努めるもの

〈対象資金〉町中小企業事業資金、県小規模事業資金、県小口零細企業保証資金、
 県経営安定資金の一部、日本政策金融公庫の事業資金、県創業支援融資

〈補給率〉1年間に支払った利子の50%、10万円限度

〈補給期間〉3年間

(6) 商工業総合専門相談事業補助金

150 千円（商工観光課）

町内中小企業・小規模事業者からの相談内容に対応する専門家（中小企業診断士、税理士、弁護士等）を選択し、経営指導員とともに会社訪問して、経営課題の解決に向けたアドバイスをを行い、事業拡大や新分野への進出等、業績向上を目指す事業者を支援するもの

〈交付先〉愛甲商工会 〈訪問日数〉10日間

(7) 愛川にぎわいマルシェ開催経費補助金

250 千円（商工観光課）

愛甲商工会や町商工団体が、町内の魅力ある商品を広く PR し、新規顧客の獲得や販路拡大等を図るための事業を支援するもの

〈交付先〉愛甲商工会

〈実施日・時間〉4月から12月までの毎月第1日曜日（9回開催）

（午前6時30分から午前8時30分まで）

〈実施場所〉健康プラザ前広場

**(8) 勤労者生活資金の貸付**

60,000 千円（商工観光課）

勤労者への貸付資金を金融機関に預託することで、勤労者の生活安定と勤労福祉の向上を図っているが、31年度は利率を引き下げ、さらなる支援を行うもの

〈限度額〉200万円

〈利率〉1.8%以内 ⇨ 1.2%以内

〈償還期間〉84月以内

**(9) 勤労者住宅資金利子補給金助成事業**

1,811 千円（商工観光課）

融資を受けた住宅資金利子の一部を補助し、勤労者の経済的負担の軽減を図るもの

〈対象金融機関〉中央労働金庫、横浜銀行、県央愛川農協、相愛信用組合

〈補給率〉支払利子の3%以内

〈限度額〉500万円

〈補給期間〉60ヶ月以内

**(10) 若者就労支援インターンシップ事業**

283 千円（商工観光課）

町が企業と学校をつなぎ、インターンシップの受入などの調整を行うことで、企業と新卒者それぞれのニーズを充足させ、人材確保や就労促進の一助とするもの

**(11) 商店会活性化支援事業**

4,657 千円（商工観光課）

●街路灯管理事業への助成

〈助成内容〉・電気料補助 安心して買い物ができる環境整備を支援するため、街路灯電気代の100%を補助



・修繕料補助 これまでの修繕に加え、LEDへの更新や不要となった街路灯の撤去経費を追加（補助率1/2）

●あいちゃん商店会への助成

〈助成内容〉・運営費補助金（会員数40店舗）

- ・大型店対策事業補助金
- ・街路灯保険加入事業補助金（266 基）



(12) 八菅山いこいの森再整備事業

18,692 千円（都市施設課）

八菅山いこいの森の開園から約 30 年が経過し、老朽化が進んでいることから、2 カ年をかけ再整備するもの

●お花見広場

〈事業内容〉樹木の伐採やテーブル・ベンチの設置

●どんぐりの小径

〈事業内容〉階段の改修（L=71m）

●トイレ改修

〈事業内容〉洋式化

- ・青空博物館内トイレ（男子 1 基、女子 2 基のうち 1 基）
- ・神社前トイレ（男女兼用 2 基のうち 1 基）
- ・お花見広場トイレ（男子 1 基、女子 2 基のうち 1 基）



(13) ハイキングコース整備事業

1,262 千円（商工観光課）

●八菅修験ハイキングコース調査事業

〈事業内容〉修験道として古い歴史を持つ八菅神社と石神社をつなぐ山道をハイキングコースとして整備するため、地形や樹木の植生などの調査を行うもの

〈事業量〉L=600m、W=1.5m

●三増峠ハイキングコース案内看板設置工事

〈事業内容〉三増峠ハイキングコースの入口に案内看板を設置するもの

(14) 県立あいかわ公園観光案内所運営事業

1,763 千円（商工観光課）



●観光案内所ショーケース更新事業

県立あいかわ公園パークセンター内に開設している観光案内所のショーケース等の設備をリニューアルするもの



●宮ヶ瀬湖周辺観光案内業務

観光案内所の開所日を年 27 日拡大し、観光客の利便を図るもの

(15) 町観光パンフレット外国語版作製事業

486 千円（商工観光課）

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人観光客のインバウンド対策として、外国語版の観光パンフレットを作製するもの

〈内 容〉英語と中国語を併記 〈作成部数〉10,000 部



(16) 宮ヶ瀬ダムナイト放流事業

3,176 千円（商工観光課）

観光ダムとして人気の高い宮ヶ瀬ダムにおいてナイト放流を実施し、町の魅力的な観光資源とするとともに、「婚活バスツアー」を同時開催することで、幻想的な雰囲気の中で出会いのサポートと本町の魅力を PR するもの

〈開催予定〉平成 31 年 10 月 26 日（土）

(17) 愛川ブランド推進事業

524 千円（総務課・商工観光課）

愛川ブランド認定事業者との連携をさらに深め、販売促進や地域ブランド力のアップに努めるとともに、SNS 等を活用した魅力の発信を行うもの

〈事業内容〉

- 愛川ブランド PR のためのアドバイザーの活用
- 愛川ブランド PR 支援補助制度（広告宣伝経費等の一部助成）
- パンフレットの作成
- 県立あいかわ公園観光案内所での愛川ブランドの販売
- 公式 Facebook ページ「愛川ブランド劇場」による情報発信

(18) 友好都市交流事業の促進

1,010 千円（総務課）

友好都市である長野県立科町で開催される「えんでこ祭」や町ふるさとまつりに相互に参加するほか、立科町への交流バスツアーや宿泊施設利用助成を行うもの

- 友好都市立科町交流バスツアー
 〈実施予定〉10月下旬 〈募集予定人数〉90人
- 宿泊施設利用助成
 〈助成内容〉1人1泊1,500円

(19) あいかわツーリズム事業

336 千円（商工観光課）

町の産業や自然などの観光スポットを体験できるツアーを企画し、観光振興を推進するもの

◎安全・安心まちづくりの推進**《1 防犯・交通安全対策》****(1) 安全・安心まちづくり対策事業の実施**

23,126 千円（住民課）

- 防犯カメラの設置（4基）
- 防犯灯の設置（19基）
- 町内全域に設置した LED 防犯灯の維持管理
- 安全・安心まちづくりパトロールの実施
- 地域の安全・安心を皆で支える事業（行政提案型協働事業）
- 防犯活動の支援・啓発事業
 - ・防犯推進団体への助成、新入学児童への防犯ブザー配付、不審者情報メールの配信



●自動通話録音機能付電話機等購入費助成金

平成 30 年度に実施した「自動通話録音装置」の有償配付に替え、自動通話録音機能付電話機または自動通話録音装置の購入代金の一部を助成するもの

- 〈対象世帯〉65 歳以上の高齢者等がいる世帯
- 〈補助額〉3/4（上限 10,000 円）

(2) 交通安全対策事業の実施

5,525 千円（住民課）

- 交通安全施設整備、維持管理
 - ・道路反射鏡設置工事（13 基）
 - ・道路反射鏡移設工事（1 基）
 - ・道路区画線等設置工事（L=2,597m、町内 6 か所）
 - ・自発光式交差点鉾設置工事（3 か所）
- 交通安全啓発事業
 - ・立て看板の設置、新入学児童用ランドセルカバー・新入園児用交通安全啓発ブチタオル等の配布
 - ・大人向け自転車交通安全教室、交通安全研修会の実施
- 乳幼児用チャイルドシート装着推進事業
 - ・1 歳未満の乳児を養育している方への購入費助成（限度額 1 台 4,000 円）
- 自転車用ヘルメット装着推進事業
 - ・13 歳未満の幼児・児童を養育している方への購入費助成（限度額 1 人 1,000 円）
- 交通安全推進大会の開催
〈開催予定〉平成 31 年 11 月 16 日（土） 〈会 場〉文化会館

(3) 高齢者運転免許自主返納支援事業

725 千円（高齢介護課）

- 〈対象者〉 75 歳以上の運転免許証返納者
- 〈1 年目の特典〉 ・かなちゃん手形 1 年券及び町内循環バス回数券（50 枚）
- 〈2 年目～5 年目の特典〉・町内循環バス回数券（毎年 50 枚）

《 2 防災対策》

拡 (1) 防災対策事業

5,434 千円（危機管理室・議会事務局・福祉支援課）

〈主な事業内容〉

- 防災資機材等の計画的な整備
 - ・防災資機材 炊き出し袋（5,000 枚）、LP ガス発電機（3 台）
 - 拡** 簡易トイレ（80 セット）、大型炊き出し器（1 台）
- 拡** 備蓄食料 粉ミルクに加え、非常食（リゾット）や飲料水・粉ミルク用水を新たに備蓄
- 情報伝達手段の確保
防災行政無線音声自動応答サービスの運用
- 地域の自主防災能力向上の取り組み
 - ・住民との協働による「地域密着型災害ボランティア養成講座」等の開催
 - ・「防災教室」の開催
 - ・避難所運営委員会の運営支援及び避難所従事職員の配置
 - ・自主防災組織への助成（7 行政区、発電機、テント、ヘルメット等）
- 新** ●議場への防災ヘルメットの配備
地震等に備え、議場に防災ヘルメットを配備



●障がい者（児）ストーマ用装具預かり保管事業

災害時に備えて、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）が日常的に使用しているストーマ装具を町が預かって保管するもの



●災害に係る情報発信等に関する協定の締結

ヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結し、地震や台風、豪雨、洪水、暴風、その他の災害に備え、町民等に対して必要な情報を迅速に提供する協力体制を構築するもの

(2) 防災行政無線デジタル化整備事業

152,118 千円（危機管理室）

電波法の改正により、現行のアナログ方式の使用期限が平成 34 年 11 月末までとなっているため、計画的に親局、子局等をデジタル方式に更新するもの

〈スケジュール〉平成 31 年度 子局（30 基）の更新

平成 32 年度 子局（35 基）、戸別受信機（120 基）の更新

※平成 30 年度に親局、子局（15 基）、Jアラートの更新を実施済み



(3) 防災士育成事業

1,830 千円（危機管理室）

防災士の資格取得について、町民や町職員を対象に 30 人の受講者を募り、その受講費用の全額を町が負担し、防災士のさらなる育成に努めるもの

〈補助額〉61,000 円（限度額）

〈補助率〉10/10



〈対象予定数〉30 年度 5 人分 ⇨ 31 年度 30 人分へ拡大



(4) 春日台児童館耐震補強事業

（生涯学習課）

耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うもの

〈施設概要〉昭和 54 年度建設、鉄骨造平屋建、延床面積 308.5m²



(5) 都市計画基本図 GIS 応急危険度判定街区マップ作成事業

（都市施設課）

災害発生時に被災建築物の応急危険度判定を行うための基礎資料となる街区マップを都市計画基本図 GIS に反映させることにより、迅速な判定業務の一助とするもの

(6) 災害ボランティア交通費等助成制度

（危機管理室）

〈助成内容〉貸切バス利用・マイカー利用に係る経費及びボランティア保険料を助成

〈助成限度額〉・貸切バス利用 10 万円

・マイカー利用 1 台 2 万円

(7) 橋りょう長寿命化補修事業

40,009 千円（道路課）

工事箇所等	工種等	形 状	
		延長	幅員等
道路橋（町内一円）	長寿命化修繕計画 策定業務委託	139 橋	—
原臼橋	補修設計 業務委託	59.9m	8.5m
角田 112 号橋	断面補修 橋面防水等	7.8m	3.1m
田代 616 号橋	当板補修 塗装等	5.8m	3.9m

(8) 災害予防対策事業

35,942 千円（道路課）

工事箇所等	工種等	形 状	
		延長	幅員等
角田 1702 号線災害予防事業	ｺﾝｸﾘｰﾄ張工	15m	SL=2.0~2.4m
角田 1416 号線災害予防事業	重力式擁壁工 排水工等	80m	H=2.1m
半原 8320 号線災害予防工事	重力式擁壁工 舗装工等	10m	H=2.4m

(9) 危険ブロック塀等耐震化補助金

1,000 千円（都市施設課）

地震など災害時におけるブロック塀等の倒壊・転倒による被害の未然防止を目的として、ブロック塀等の撤去を含む耐震化に要する費用の一部を補助するもの

〈補 助 率〉 1/2

〈補 助 額〉 ・危険ブロック塀等の撤去のみ 10万円限度
 ・撤去及び生垣やフェンス等の新設 20万円限度

《 3 消防・救急活動》**(1) Net 119 緊急通報システム導入事業**

2,610 千円（消防課）

聴覚障がい者や言語障がい者が緊急通報できるよう、インターネットを利用した文字会話システムを導入するもの

**(2) 多言語コールセンター利用事業**

218 千円（消防課）

外国籍住民等からの緊急通報に迅速な対応ができるよう、多言語コールセンターを介した三者間同時通訳が可能となるサービスを導入するもの

**(3) 消防団車両の更新**

(消防課)

災害時の初動体制の確保と地域防災活動の充実、強化を図るもの
 〈更新車両〉・小型動力ポンプ付積載車 2 台
 〈配備箇所〉・第 1 分団第 2 部 (宮本区)、第 1 分団第 3 部 (原田区)

**(4) 消防・救急資機材整備事業**

1,791 千円 (消防課)

- 救助資機材
 - ・簡易呼吸器 (2 個)、可搬ウインチ、張力計 (2 個)
- 水難救助資機材
 - ・ドライスーツ (1 着)、レギュレーター (1 セット)
- 多数傷病者用資器材
 - ・バックボード (1 セット)、トリアージテープバッグ (1 セット)、トリアージライト (1 セット)、救急バッグ (1 セット)
- 応急手当資器材
 - ・公共施設用除細動器 (AED) 貸出用 2 台増設
- 消防車両ドライブレコーダー
 - 消防車両 6 台 (化学車、救助工作車、本署ポンプ車、分署ポンプ車、分署救急車、予備救急車) にドライブレコーダーを取り付け、災害活動現場の記録や交通事故防止を図るもの ※本署救急車は設置済み

(5) 救急高度化対策事業

3,268 千円 (消防課)

救急救命士の新規養成や再教育、気管挿管病院実習等へ職員を派遣し、救急処置技術の向上を図り、救命率の向上に努めるもの
 〈派遣内容〉 救急救命士の養成 1 人・再教育 9 人、就業前病院研修 1 人、気管挿管病院実習 1 人、ビデオ喉頭鏡病院実習 1 人

◎環境に配慮したまちづくりの推進**(1) 空き家対策推進事業**

9,494 千円 (環境課・都市施設課)



- 空き家対策計画の策定
 - 空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するもの

- 空き家バンク制度の推進

〈助成内容〉

- ・空き家改修費用の 1/2 (限度額 20 万円)



- ・空き家取得費用の 1/2 (限度額 30 万円) ⇨ (限度額 60 万円) に拡大

基本額 30 万円

- 加算額
- ①1 年以上空き家バンクに登録されている物件 プラス 10 万円
 - ②町外から転入する場合 プラス 10 万円
 - ③世帯主が 50 歳以下の場合 プラス 10 万円

- 空き家解体費用の1/2（限度額 30 万円）
- 新** • 空き家店舗改修費用の1/2（限度額 20 万円）
※ 空き家バンク登録物件を取得等し、店舗として改修した費用が対象
- 新** • 空き家片付け費用の1/2（限度額 10 万円）
※ 空き家バンク登録予定または登録後 1 年以内の物件の家財道具の片付けや庭木の伐採、草刈等に係る費用が対象
- 新** • 空き家社宅転用取得費用の1/2（限度額 30 万円）
※ 空き家バンク登録物件を町内事業者が法人名義で取得し、社宅として従業員が入居した場合が対象
- 空き家耐震診断費用の1/2（限度額 4 万円）
- 空き家耐震改修費用の1/2（限度額 50 万円）
※ 耐震診断・改修費用の助成は、昭和 56 年以前に建築された木造住宅が対象

(2) 「環境美化協力金」の取り組み

(環境課)

河川のごみ対策として、引き続き、試行的に田代運動公園前河川敷において、バーベキューなどの河川利用者にごみ持ち帰り袋を配布するとともに、環境美化協力金を募り、環境美化意識の醸成、観光資源の保全を図るもの。なお、実施日数を拡大
(実施時期)

5 月（ゴールデンウィーク）、7 月～8 月（夏休み）の 15 日間からシルバーウィーク（9 月）を加えた、26 日間へ拡大

拡 (3) 生ごみ処理容器の普及促進

631 千円(環境課)

- 生ごみ処理器「愛川キエーロ」購入費助成
(助成内容) 購入費の2/3 ⇨ 9/10 へ引き上げ

種 別	現行の助成額 (現行の自己負担額)		拡大後の助成額 (拡大後の自己負担額)	
	本体のみ	黒土と移植ごて セット	本体のみ	黒土と移植ごて セット
直置きタイプ	12,000 円 (6,000 円)	17,200 円 (8,700 円)	16,200 円 (1,800 円)	23,400 円 (2,500 円)
バラダタイプ	14,000 円 (7,000 円)	17,800 円 (8,900 円)	18,900 円 (2,100 円)	24,100 円 (2,600 円)
バラダミニタイプ	14,000 円 (7,000 円)	17,200 円 (8,700 円)	18,900 円 (2,100 円)	23,400 円 (2,500 円)

- 生ごみ処理容器購入費助成
(助成内容)
 - 堆肥式（コンポスト）
購入費の2/3（限度額 3,000 円）⇨ 9/10（限度額 4,500 円）へ引き上げ
 - 密閉式（EM 菌）
購入費の2/3（限度額 1,500 円）⇨ 9/10（限度額 2,700 円）へ引き上げ

(4) 住宅用太陽光発電設備設置への助成

1,560 千円（環境課）

〈助成内容〉 個人住宅用太陽光発電設備設置費用の一部を助成

〈補助限度額〉 1基あたり 52,000 円

(5) 「ごみ処理広域化」の推進と「ごみ減量化・資源化」への取り組み

359,548 千円（環境課）

本町の可燃ごみを「厚木市環境センター」で広域処理するとともに、紙類や剪定枝、プラスチック製容器包装等の資源化を促進するほか、「食品ロス」の削減に向けた取り組みを進め、ごみの減量化・資源化を推進するもの

また、不燃ごみや粗大ごみなどの処理を実施している美化プラントについて、施設の維持補修を行うなど適正な管理に努めるもの

●ごみ処理広域化の推進

- ・厚木市環境センターでの可燃ごみ処理
- ・厚木愛甲環境施設組合の事業運営費、施設建設費への負担

●ごみ減量化・資源化への取組み内容

- ・紙類ステーション回収
- ・「愛川キエーロ」などの生ごみ処理器購入への助成【再掲】
- ・生ごみ堆肥化講習会の開催
- ・子ども会等集団資源回収事業への奨励金の交付

新 ● 雑古紙回収袋の配布 など

◎生活利便向上のための施策の推進

《1 生活交通の確保》

(1) 路線バス利便性向上方策検討事業

（企画政策課）

平成 30 年度に桜台小沢線沿線住民を対象に実施したアンケート結果を基に、愛川バスセンターから鉄道駅までのバス路線新設について検討を進めるもの

(2) 町内循環バス運行事業

36,795 千円（住民課・企画政策課）

〈運行概要〉

- ・運行ルート 愛川・高峰ルート、中津東部・小沢ルート、中津西南部ルート
- ・運行日時 土日・祝日・年末年始を除く毎日、午前 7 時台から午後 5 時台まで
- ・運行回数 愛川・高峰ルート 6 便、中津方面各 5 便
- ・乗車料金 100 円/回（6 歳未満の小児は無料）

新 ● 町内循環バスの更新

ワンボックス車両を補助ステップ付きの車両に更新するとともに、全車両に IC カード対応運賃箱及びバスロケーションシステムを導入し、利便性向上を図るもの



●町内循環バス再編運行検討事業

通院や買い物に配慮した運行ルートなどの検討に必要なアンケート調査などを実施するもの

(3)バス停留所上屋設置事業補助金

1,000 千円(住民課)

路線バス事業者が行うバス停留所の上屋設置事業に対して補助金を交付し、バス利用者の利便性の向上を図るもの

〈設置箇所〉 局前バス停留所(厚木・海老名方面行き)

〈補助率〉 設置事業費の1/2以内(限度額100万円)

(4)小田急多摩線延伸促進に向けた取り組み

120 千円(企画政策課)

相模原市、厚木市、愛川町、清川村の4市町村で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、引き続き小田急多摩線の上溝駅以西への延伸促進に向けた情報交換や調査研究を行うもの

また、地域住民や企業、商工団体で組織する「愛川小田急多摩線延伸促進協議会」へ支援を行い、住民・企業・行政が一体となった誘致活動を展開するもの

《2 道路網の整備》

(1)公共基準点整備事業

6,600 千円(道路課)

平成28年度に座標補正を行った町公共基準点(1・2級)を用いて、高峰地区の3級基準点を平成30年度・31年度の継続事業で整備するもので、これにより愛川、高峰、中津の全地域への公共基準点の整備が完了するもの

(2)平山下平線整備事業

(道路課)

用地買収対象地の不動産鑑定を行うとともに、地権者との用地交渉や国庫補助金を活用するための関係機関との調整を行うもの。なお、平山大橋際第1工区内の事業用地について、町土地開発公社による先行取得を行う

(3)町内全域道路・橋りょう等整備事業

375,022 千円(道路課)

〈整備工事43箇所他(主な整備工事は以下のとおり)〉

単位:m

No.	工 事 名	延長等	幅員等
1	半原 238 号線舗装工事	250	5.7
2	半原 7122 号線改良工事	60	4.7
3	半原 7477 号線改良工事	65	4.0
4	半原 8340 号線改良工事	14	4.0
5	一ツ井・箕輪上原 108 号線舗装工事	209	3.9
6	一ツ井・箕輪上原 108 号線歩道改修工事	78.5	3.5

No.	工 事 名	延長等	幅員等
7	角田 1201 号線舗装工事	180	3.2~3.7
8	角田 1409 号線交差点改良工事	27	—
9	中津 111 号線舗装工事	245	6.0
10	中津 112 号線舗装工事	170	8.0~9.0
11	中津 114 号線舗装工事	225	10.0
12	中津 228 号線舗装工事	205	9.0~9.5
13	中津 235 号線舗装工事	141	5.2~7.0
14	中津 2109 号線舗装工事	75	2.7~3.5
15	中津 2202 号線舗装工事	164	3.3
16	中津 2217 号線舗装工事	203	5.0
17	中津 2960 号線改良工事	22	3.8
18	中津 3529 号線改良工事	46	4.7
19	中津 3615 号線路面改修工事	28	5.2
20	西原・後ヶ谷 102 号線改良工事	37	2.6
21	後ヶ谷・宮ノ下 105 号線舗装工事	250	7.7
22	【再掲】半原 8320 号線災害予防工事		
23	【再掲】角田 1416 号線災害予防工事		
24	【再掲】角田 1702 号線災害予防工事		
25	【再掲】橋りょう長寿命化補修工事（2 橋）		

《3 下水道の整備》

(1) 下水道事業地方公営企業法適用化事業

29,383 千円(下水道課)

● 地方公営企業会計移行事務支援委託事業

下水道事業会計に、民間企業の会計と同様の基準を適用し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るもの

〈事業内容〉固定資産の調査及び評価、法適用移行事務支援

● 公営企業会計システム導入事業

平成 32 年度から公営企業会計に移行するため、公営企業会計システムを平成 31 年度に導入するもの

● 下水道台帳管理システム導入事業

公営企業会計への移行にあたり、下水道管路等の資産に係る工事年度や口径・延長のほか、管路の高低差や維持管理履歴などの情報を一元的に管理できるシステムを導入するもの

(2) 雨水対策事業の推進

71,843 千円（下水道課）

近年の集中豪雨等による浸水被害を防止するため、雨水対策事業を推進するもの

事業名	内容等
新 小沢排水区管渠実施設計業務委託	L=954m 詳細設計
桜台排水区幹線水路実施設計業務委託	L=282m 測量、詳細設計
新 桜台排水区幹線水路更生工事 (管路浚渫業務委託を含む)	L=187m 更生パネル設置工
新 角田地区雨水管取付工事	L=26m 集水柵 1 基
新 三増地区雨水管取付工事	L=3.9m 集水柵 2 基

(3) 公共下水道汚水処理施設等整備事業

32,007 千円（下水道課）

主な事業	内容等
久保ポンプ場整備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・制御盤電気設備工事 ・第 2 号汚水ポンプ更新工事 ・破碎減速機整備工事
新 公共下水道整備工事	中津下六倉地内：L=102m 中津太田窪地内：L=17.5m
第 6 処理分区流量計超音波レベル計更新工事	—

《 4 水道施設の整備》**(1) 水道施設改良・防災対策事業**

225,352 千円（水道事業所）

主な事業	内容等
新 戸倉浄水場浸水対策設計業務委託	ハザードマップの浸水区域に位置する戸倉浄水場の浸水対策の検討・実施設計
新 高峰浄水場次亜塩素素注入設備更新工事	高峰浄水場の次亜塩素酸ナトリウム貯留槽の更新
中津浄水場送水ポンプ設備修繕工事	中津浄水場送水ポンプの電動機・ポンプの分解修繕
配水管整備改良工事	耐震性の向上した管への布設替工事 (町内 6 ヶ所)

《5 生活環境の整備》

新 (1) 外国籍住民向けの出前講座 117 千円（行政推進課）

外国籍住民が安心して暮らすことができる環境をつくるため、町職員と外国語通訳者が地域や職場などへ出向き、日常生活に必要な情報交換（ゴミ、税、医療、教育、防災等）や、日頃の悩みなどへの相談に応じる外国籍住民向けの出前講座を実施するもの

(2) ごみ出し困難者戸別収集事業 32 千円（環境課）

ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等で、ごみ収集所までごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、見守りを兼ねてごみの戸別収集を行うもの

(3) 愛川聖苑設備改修事業 6,942 千円（住民課）

- 新** ● 火葬炉等改修工事
 - ・主燃炉天井アーチ、排煙吸込口アーチ等修繕
 - ・主燃炉 N ブロック修繕
 - ・火葬炉電気集塵機ウイクリータイマー交換工事 など
- 付帯設備改修等
 - ・遺体保冷库更新
- 新** ● 愛川聖苑自動ドア装置交換工事

改 (4) 愛川聖苑施設使用料改定 (住民課)

これまで無料だった町内住民等に係る火葬炉使用料について、今後の施設の維持管理を見据え、平成 31 年 7 月から火葬に係る経費相当分を負担いただくもの

・ 12 歳以上	無料	}	8,000 円
・ 12 歳未満	無料		5,000 円
・ 死胎、改葬、身体の一部	無料		4,000 円

(5) 都市計画事業の推進 (都市施設課)

都市整備構想の基本方針の具体化に向けて、都市計画事業の推進を図るもの

- 都市計画道路桜台楠線変更に伴う法定図書作成業務委託
桜台楠線の未整備区間を既存路線に組み替えるため、都市計画法に規定する図書の作成を委託するもの

◎住民参加のまちづくりの推進

(1) 「協働のまちづくり」の推進

2,362 千円（行政推進課・関係各課）

- 行政提案型協働事業
 - ・地域の安全・安心を皆で支える事業（住民課）【再掲】
 - ・登山道（仏果山ほか）の整備等事業（商工観光課）
 - ・町観光キャラクター「あいちゃん」サポーター事業（商工観光課）
 - ・八菅山いこいの森樹名板等作成事業（都市施設課）
- 住民提案型協働事業
 - ・認知症予防カフェ事業（高齢介護課）【再掲】
- まち美化アダプト制度モデル事業
 - ・道路や学校用地等の除草、植栽などの美化活動を地域の町民公益活動団体と協働により推進
- あいかわ町民活動応援事業
 - 〈対象事業〉 団体が新たに行う公益的な事業
 - 〈対象団体〉 主に町内で活動し、3人以上の町民を含む5人以上の構成員で組織される公益活動団体
 - 〈助成内容〉
 - ・補助金額：30万円以内（補助対象経費の8/10以内）
 - ・補助対象期間：1事業3年以内

(2) 自治会加入促進活動の実施

（行政推進課）

自治会加入率の向上を図るため、自治会の活動内容のわかりやすい説明や、町内の商店などで使用できるクーポン券を掲載した「あいかわ行政区・自治会ハンドブック」を作成・活用するなど、自治会への理解と参加を促す取り組みを区長会と連携し実施するもの

(3) 各種懇談会の開催

5 千円（総務課）

- 町民皆さんから町長が直接ご意見・ご提案をいただく懇談会を開催するもの
- 〈開催内容〉
- ・中学生への町長特別授業
 - ・子育て中の親と町長との懇談会
 - ・小学生とのランチミーティング
 - ・ふれあいファミリアミーティング

(4) 議会意見交換会の開催

16 千円（議会事務局）

住民等の意見を議会運営に反映させるため、議会基本条例に定める意見交換会を開催するもの

- 〈開催内容〉
- ・議会報告、意見交換会（5月10日（金）文化会館）
 - ・議会と各種団体等との意見交換会（随時）

◎まち・ひと・しごと創生に向けた取り組み



(1) (仮称) 次世代への贈り物「～昔と今を紡ぐ愛川の歴史～」DVD 製作事業

(総務課)

平成 31 年は、平成最後の年になるとともに、次代の幕開けの年であることから、過去から現在へと町の変遷が辿れるように古い写真や動画を編集した改元記念 DVD を製作するもの



(2) 元号改正に伴う婚姻届等届出記念品の贈呈

90 千円 (住民課)

新元号の初日である 5 月 1 日に婚姻届、出生届及び転入届を窓口に届け出た町民に記念品を贈呈するもの

〈記念品〉 愛ちゃん米 5kg

(3) 観光・産業連携拠点づくり事業

58,748 千円 (企画政策課)

●観光・産業連携拠点づくり事業の推進

平成 30 年度に取得した旧横須賀水道半原水源地用地の維持管理のほか、造成工事着手に向けた沈殿池の埋め戻し及び排水工事に係る設計業務を行うとともに、構想及び基本計画に基づき、民間利活用業者選定に向けた準備を進めるもの

●地域資源の有効活用

半原水源地の近傍に位置し、かつて水車を動力として撚糸業に活用していた「宮原用水」の利活用について、基礎調査を行うもの



(4) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂事業

3,487 千円 (企画政策課)

「愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間 (平成 27 年度～31 年度) が満了することから、平成 32 年度から 36 年度までの 5 カ年を計画期間として改訂するもの

(5) 移住・定住推進事業

3,114 千円 (総務課・企画政策課)

●三世帯同居定住支援事業

三世帯世帯の町内同居を促進するため、住宅を取得あるいはリフォームする場合に、その費用の一部を補助するもの

〈助成内容〉・住宅取得費用の 1/2 (限度額 30 万円)

・住宅リフォーム費用の 1/2 (限度額 20 万円)

〈助成要件〉 「親・子・孫」、「親・孫・ひ孫」などの直系親族による三世帯同居

●移住定住促進スマートフォンサイト「ポケットに愛川」運営事業

町の魅力を網羅し、訪町を疑似体験できるセールスツール「ポケットに愛川」について、「愛川町、マジ、いいね！クラブ」と連携した効果的な運用を図り、シティセールスや移住定住を促進するもの

●移住・定住等関連施策 PR 事業

移住・定住を促進するため、子育て支援等の各種支援施策を掲載した分かりやすい PR ガイドを作成し、各公共施設等に配架するとともに、転入時に配付するもの

●移住定住等に係る内陸工業団地協同組合との連携

平成 30 年度に締結した内陸工業団地協同組合との協定に基づき、組合加盟企業や従業員に対し、移住・定住及び空き家に関する情報の提供をはじめ、町の PR や各種助成制度の説明の機会を得るなど、引き続き、本町への移住・定住や空き家の活用などを促すもの

(6) シティセールスプロモーションの推進

3,918 千円（総務課）

●「愛川町、マジ、いいね！クラブ」事業

移住定住スマートフォンサイト「ポケットに愛川」を活用し、会員登録をした上で、町が発信する情報に「いいね」を押下したり、町の PR となる写真や動画を SNS に投稿するなど、町を応援していただける方を対象にポイントを付与し、抽選で愛川ブランドと引き換えができるクーポン券を贈呈するもの

新●「(仮称) 愛川町、マジ、いいね！」フォトコンテスト

「ポケットに愛川」を活用し、インスタグラムと連携したフォトコンテストを開催することで、本町の魅力ある風景や歴史ある古刹などを広く SNS から発信し、知名度の向上を図るもの

〈開催内容〉四半期ごとに最優秀賞を決定し、記念品を贈呈

拡●各種媒体を活用したシティセールス

- ・タウンニュース（さがみはら中央区版・緑区版、厚木市版）
- ・旅行読売
- ・新宿「アルタビジョン」動画放映

60 秒 CM を 1 日 10 回、2 日間放映

新●大阪「トンボリステーション」動画放映

60 秒 CM を 1 日 10 回、2 日間放映

新●渋谷「109 フォーラムビジョン」動画放映

60 秒 CM を 1 日 10 回、2 日間放映

新●本厚木駅前「デジタルサイネージ」動画放映

15 秒 CM を 1 日 256 回、1 ヶ月間放映

新●東名高速道路上り「海老名 SA」サイネージ動画放映

シティセールスパンフレットの配架と併せ、サイネージで 60 秒 CM を 1 日 64 回、1 ヶ月間放映

- ・シティセールスパンフレットの配架

小田急線新宿駅、東名高速道路下り「海老名 SA」にそれぞれ 1 ヶ月間

新●愛川町 PR 用ゆうパック送り状作成事業

日本郵便㈱の宅配便「ゆうパック」の送り状に町を PR する独自のデザインを施し、町外に広く PR するもの

●外国人観光客インバウンド対策

2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人観光客へのインバウンド対策として、シティセールスパンフレットの外国語版を作成し、引き続き、小田急線新宿駅や高速道路のサービスエリアなどに配架するもの

●県営川崎競馬場 PR レース広告掲載

レース名に任意のフレーズをつけることができる自治体向け PR レースを活用し、町を PR するもの

(7) ふるさと納税の推進

6,575 千円（財政課）

返礼品に町内産農産物を加えるなど充実を図るとともに、引き続き、複数のふるさと納税ポータルサイトを活用し、町の PR や地域活性化につなげていくもの

◎行財政運営の効率化をめざして

拡 (1) 公共施設等総合管理計画の推進

118,368 千円（財政課・行政推進課・管財契約課・住民課）

●公共施設等総合管理計画「個別施設計画」の策定

人口増加時期に建設された多くの公共施設の老朽化が進む中、今後、建て替えや長寿命化に係る経費が増大することが懸念されており、人口減少や世代構成の変化など将来的な行政ニーズを的確に把握し、施設の統廃合や用途変更などの方向性を具体化するため、平成 30 年度～32 年度の継続事業で「個別施設計画」を策定するもの

●公共施設整備基金積立金

「個別施設計画」策定後の将来的な公共施設の再編整備について、費用の平準化や適時・適切な対応ができるよう、「公共施設整備基金」への積み立てを行うもの

●町有地の有効活用

- ・旧中津出張所跡地 売却に向けた準備を進めるため、不動産鑑定評価を行うもの
- ・旧半原出張所跡地 利活用に必要な土地の確定測量を行うもの

新 (2) 役場庁舎内の環境整備

6,789 千円（管財契約課・行政推進課）

来庁者の利便性向上や来庁しやすい環境を整備するもの

●本庁舎 1 階照明 LED 化工事

〈整備内容〉 役場本庁舎 1 階フロアの照明設備を LED 化するもの

●本庁舎トイレ改修工事

〈整備内容〉 役場本庁舎 2 階～4 階のトイレを洋式化
(温水洗浄機能付き、各階男女 1 基ずつ、計 6 基)

●公共 Wi-Fi の整備

〈整備内容〉 庁舎 1 階ロビーにおいて、スマートフォン等のモバイル端末のインターネット通信が無料で利用できるよう無線 LAN ルーターを設置するもの

(3) 有料広告の掲載

(総務課、企画政策課、管財契約課)

自主財源の一部として広告料収入を確保するため、各種媒体を活用した有料広告の掲載を募集するもの



●町公用車 これまで町が作成していたマグネットシートを PR 表現の自由度を高めるため、広告主が作成する手法に変更

〈掲載方法〉 町公用車 20 台にマグネットシート式の広告 (A2 判) を貼付

〈掲載料金〉 12,000 円/年

- 町広報紙
 - 〈掲載方法〉 広報あいかわの裏表紙に広告枠（92 mm×92 mm）を 2 枠掲載する
- 町ホームページ
 - 〈掲載方法〉 ホームページのトップ画面にバナー広告を 12 枠掲載する
 - 〈掲載料金〉 5,000 円／月
- 町定型封筒
 - 〈掲載方法〉 長 3 封筒及び角 2 封筒にそれぞれ 3 枠ずつ、計 6 枠
 - 〈掲載料金〉 長 3 50,000 円／年
角 2 30,000 円／年

新 (4) **地籍調査事業** 4,742 千円（道路課・管財契約課）

境界や面積などの土地に関する基礎的な情報を明確にする地籍調査を、春日台地区を対象に実施するもの

〈事業内容〉 春日台 4 丁目・5 丁目の一部 5ha

新 (5) **「わが町を磨け！ニューフェイス清掃隊」事業** （総務課）

若手職員の研修の一環として、町内の観光トイレや観光案内看板、公園等の公共施設を清掃するとともに、施設周辺の草刈などを実施し、住みよい環境づくりや町職員としての美化意識の向上を図るもの

新 (6) **選挙期日前投票所の増設** 1,585 千円（選挙管理委員会）

住民が投票しやすい環境を整備するため、期日前投票所を増設するもの

〈増設時期〉 平成 31 年 10 月執行予定の町議会議員選挙から

〈増設場所〉 半原地区及び中津地区

〈増設日数〉 投票日前 4 日間（水曜日から土曜日）

「地方消費税交付金」の増収分について

消費税率の引き上げに伴う「地方消費税交付金」の増収分（2億8,900万円）については、全額を「社会保障関係経費」に充当し、その用途について明示することとされました。

本町では、次のとおり、障害者、高齢者、児童福祉事業のほか、国保、後期、介護保険特別会計への繰出金などの財源の一部として活用しています。

単位：千円

区分	主な事業	31当初 予算額	財源の内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・県 補助金	その他 特定財源	地方消費 税交付金	差 引 一般財源
社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者世帯等水道料金助成事業 成年後見制度利用支援事業 町社会福祉団体補助金 	66,842	4,465	510	7,324	54,543
障害者福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者医療費助成事業 障害者介護給付・訓練等給付事業 自立支援医療費給付事業 	1,189,667	720,939	5,951	54,785	407,992
高齢者福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業 敬老及び長寿夫妻祝金品支給事業 シルバー人材センター運営費補助金 	76,020	508	59	8,932	66,521
児童福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付事業 地域型保育給付事業 児童手当支給事業 小児医療費助成事業 	1,455,619	808,976	23,738	73,742	549,163
国民健康保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険特別会計繰出金 	390,838	156,526	0	27,739	206,573
後期高齢者医療事業	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療広域連合負担金 後期高齢者医療特別会計繰出金 後期高齢者健康診査事業 	441,472	53,539	24,637	43,008	320,288
介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険特別会計繰出金 	408,600	14,424	0	46,664	347,512
医療体制確保事業	<ul style="list-style-type: none"> 休日診療業務運営事業 救急医療業務運営事業 	27,840	25	0	3,293	24,522
疾病予防対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児等予防接種事業 高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種事業 生活習慣病検診事業 	163,238	6,860	18	18,511	137,849
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査経費 妊婦健康診査経費 	24,549	324	11	2,867	21,347
その他保健衛生事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり普及啓発事業 健康プラザ維持管理経費 	19,196	1,126	35	2,135	15,900
合計		4,263,881	1,767,712	54,959	289,000	2,152,210